

児童相談所における 養子縁組実務の足元をみつめる

日本財団調査から再考する
パーマネンス・プランニングと養子縁組前後の支援

福岡市こども未来局(元児童福祉司) 福井 充

2018年12月1日(土) おかやま大会

○ 特別養子縁組の成立件数（2017年・厚労省検討会資料）※児相は209所から回答（回収率99%）

	平成26年度	平成27年度	合計
児童相談所	304件	306件	610件
民間あっせん団体	195件	186件	381件
計	499件	492件	991件

厚生労働省・第15回児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会（平成29年3月28日）

- ・養子縁組前提の里親委託数 : 児相の40%弱が年間0件
- ・常勤の里親支援専任職員 : 児相の70%以上に不在
- ・養子縁組に関する手引きあり : 中央児相の15%

高橋一弘(2016)「児童相談所における養子縁組に関する実態調査」『新しい家族』第59号

林浩康(2014)『国内外における養子縁組の現状と子どものウェルビーイングを考慮したその実践手続きのあり方に関する研究』

児相によって養子縁組の仲介や支援の取り組みにバラつきがある

→ 2016児童福祉法の理念や里親委託ガイドライン改正等を踏まえた児相の養子縁組実務のナショナル・スタンダード構築が必要

児童相談所養子縁組実務の発展に向けて

1 養子縁組が生み出す価値の理解

2 パーマネンス・プランニングの強化

3 養子縁組後の支援

- 永続性を土台とした真実告知前後の支援
- その他の支援

永続性の質(the quality of permanence)に含まれる特徴

Emlen et al. (1977: 10-11) Overcoming Barriers to Planning for Children in Foster Care より抜粋
(発表者訳)

1. 意図(Intent): 家庭が、・・・漠然と**続いていくことが意図**されている
2. 傾倒(Commitment)と継続性(continuity): 家族が、その子に傾倒し、当然に**共通の未来を想定**し、養育者と他の家族との**関係の継続性**を提供している
3. 法的地位(Legal status): 家族が、子どもに完全な法的地位を与え、子どもの権利・利益を守り、所属感(a sense of belonging)を促進する など

〔全年齢・子調査Q5(1)〕

質問: 親との会話 将来や進路のことについて

結果: 「よく話をする」(28.1%) + 「ときどき話をする」(48.3%) = 76.4%

〔15歳以上・子調査Q28〕

質問: 父母への進路の相談 = 子どもの満足度に影響する因子(多変量解析)

結果: 「十分相談できた」(42.4%) + 「だいたい相談できた」(38.0%) = 80.4%

〔15歳以上・子調査Q6, Q30〕

現在の住まい

「父母の家」 42.6%

頼れる人(就職・転職など仕事に関する相談)

「父母」 71.8%

頼れる人(いざという時の少額のお金の援助)

「父母」 85.7%

永続性の質(the quality of permanence)に含まれる特徴

Emlen et al. (1977: 10-11) Overcoming Barriers to Planning for Children in Foster Care より抜粋
(発表者記)

1. 意図(Intent): 家庭が、・・・漠然と続いていくことが意図されている
2. 傾倒(Commitment)と継続性(continuity): 家族が、その子に傾倒し、当然に共通の未来を想定し、養育者と**他の家族との関係**の継続性を提供している
3. 法的地位(Legal status): 家族が、子どもに完全な法的地位を与え、子どもの権利・利益を守り、**所属感**(a sense of belonging)を促進する など

〔全年齢・子調査Q10(4)〕

質問: 親以外で、自分のことを大切にしてくれる人

結果: 「いる」(95.5%)との回答が、内閣府・親子意識調査(45.2%)の2倍以上
そのうち、最も多かった回答が「親以外の家族」(57.8%)

〔全年齢・子調査Q12(3)〕

質問: 一人ぼっちで寂しいと感じたこと

結果: 「まったくなかった」(79.5%)が、内閣府・親子意識調査(83.7%)と同水準

〔全年齢・子調査Q13(6)〕

質問: 早く一人暮らしがしたい

結果: 「そう思わない」(48.3%)が、内閣府・親子意識調査(11.5%)の4倍以上

永続性の質(the quality of permanence)に含まれる特徴

Emlen et al. (1977: 10-11) Overcoming Barriers to Planning for Children in Foster Care より抜粋
(発表者訳)

1. 意図(Intent): 家庭が、・・・漠然と続いていくことが意図されている
2. 傾倒(Commitment)と継続性(continuity): 家族が、**その子に傾倒し**、当然に共通の未来を想定し、養育者と他の家族との関係の継続性を提供している
3. 法的地位(Legal status): 家族が、子どもに完全な法的地位を与え、子どもの権利・利益を守り、所属感(a sense of belonging)を促進する など

〔全年齢・親調査Q13(2)(3)(5)〕

質問: 子どもと読んだ本の感想を話し合ったりしている

結果: 「あてはまる」(22.5%)との回答が、
全国学力・学習状況調査(小学校10.2%, 中学校8.2%)の2倍以上

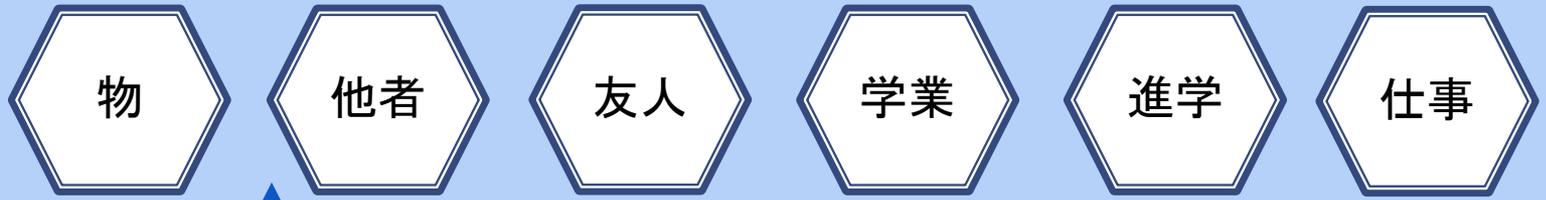
質問: 子どもが小さいころ、絵本の読み聞かせをした

結果: 「あてはまる」(68.5%)との回答が、
全国学力・学習状況調査(小学校39.8%, 中学校40.0%)の1.7倍

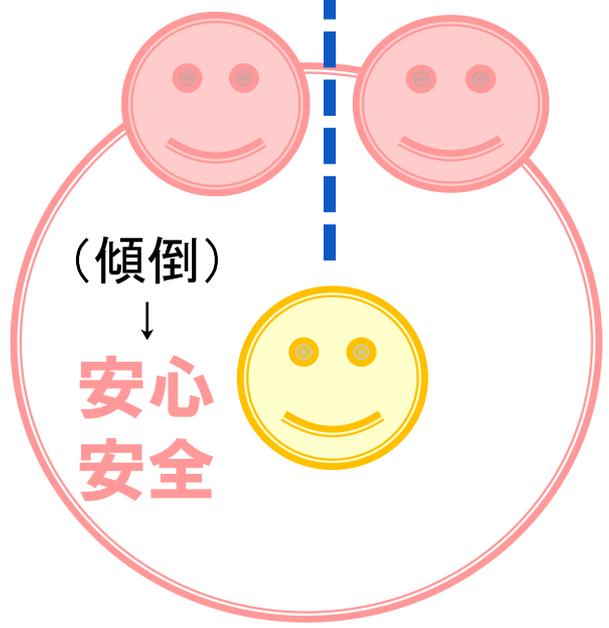
質問: 子どもが自然に触れる機会をつくっている

結果: 「あてはまる」(47.3%)との回答が、
全国学力・学習状況調査(小学校23.2%, 中学校12.9%)の2倍以上

環境



家族



(発表者作成)

環境

物

他者

友人

学業

進学

仕事

永続性

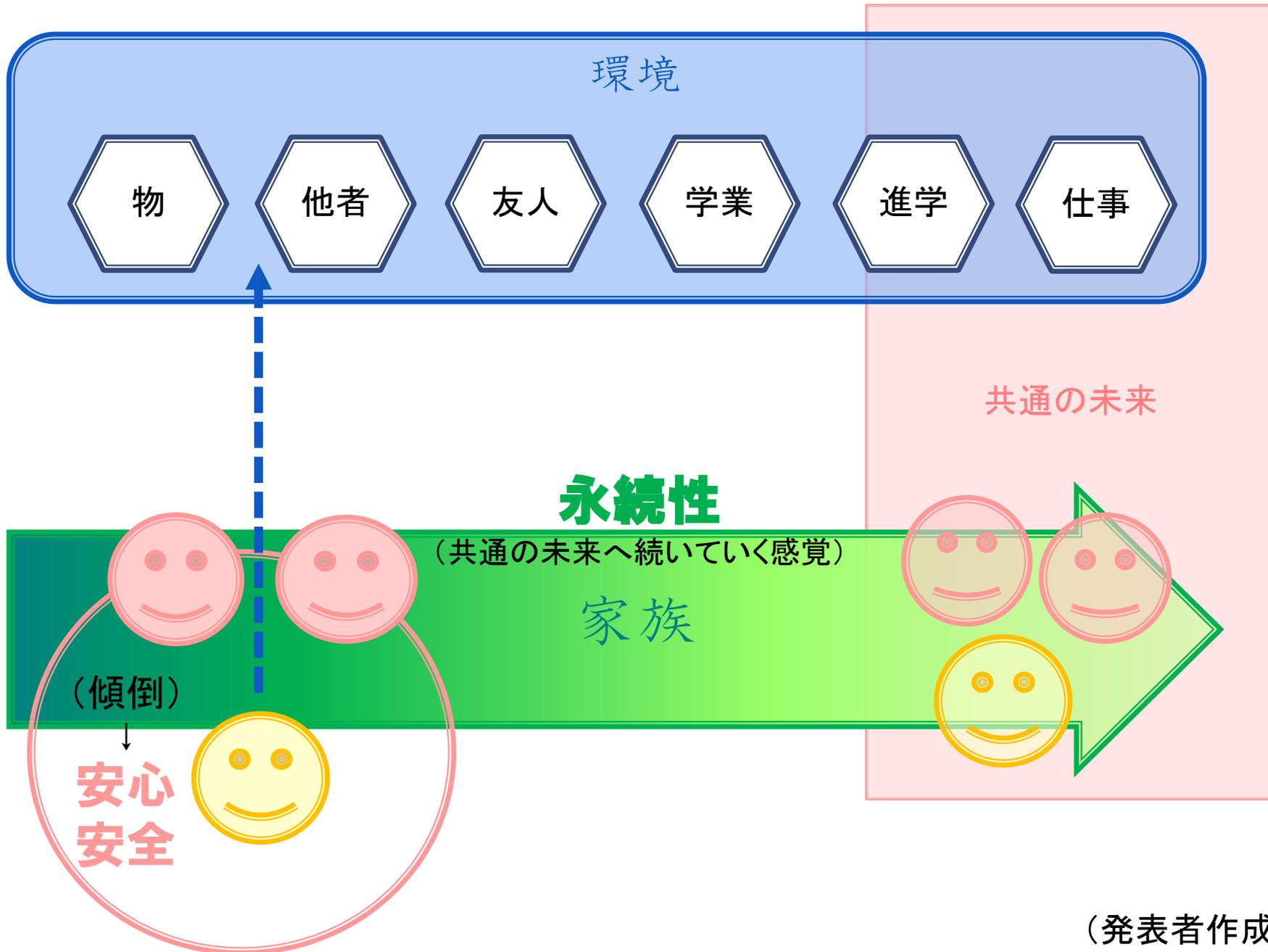
(共通の未来へ続いていく感覚)

家族

(傾倒)

安心
安全

(発表者作成)



環境

物

他者

友人

学業

進学

仕事

永続性

(共通の未来へ続いていく感覚)

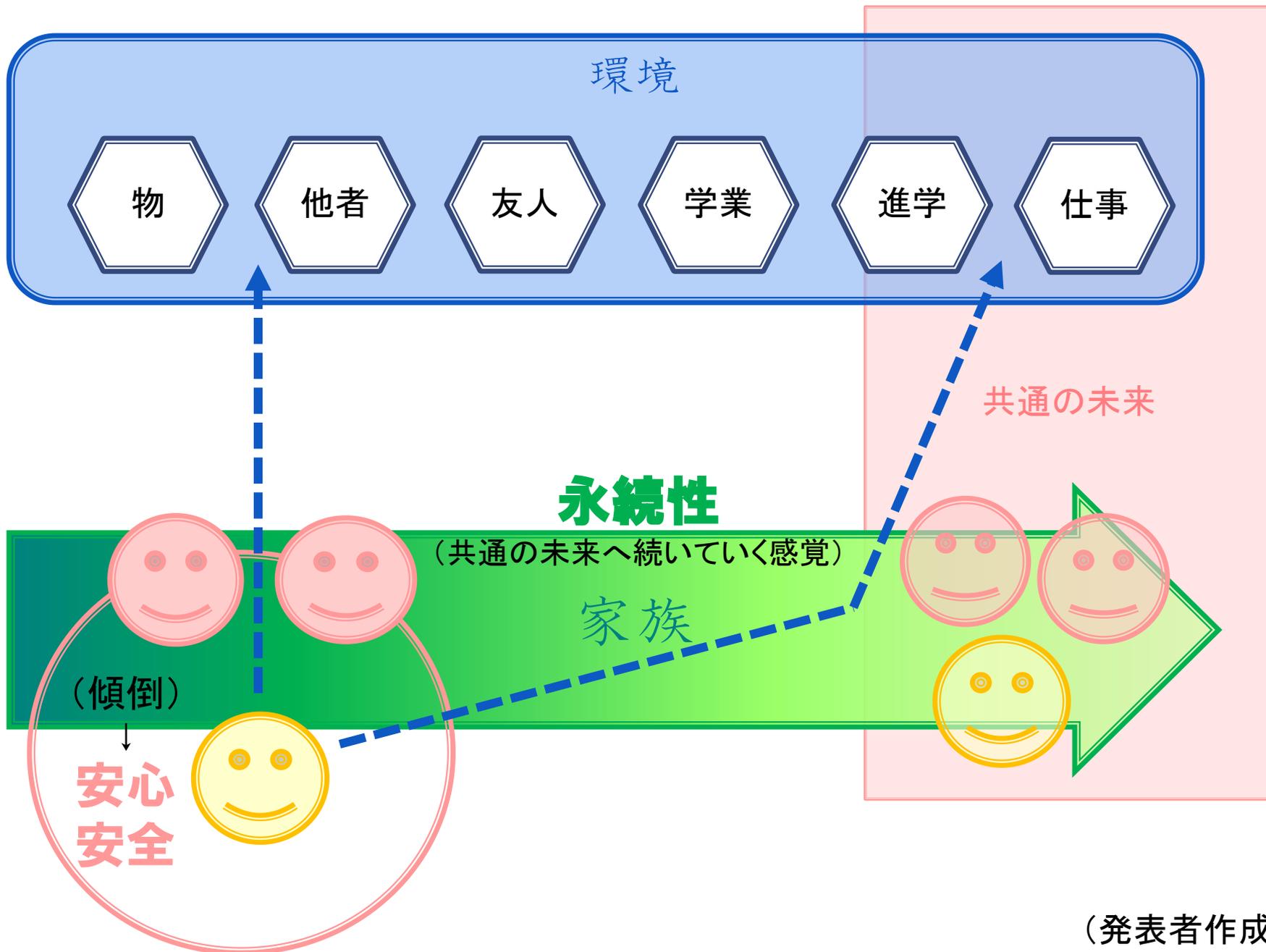
家族

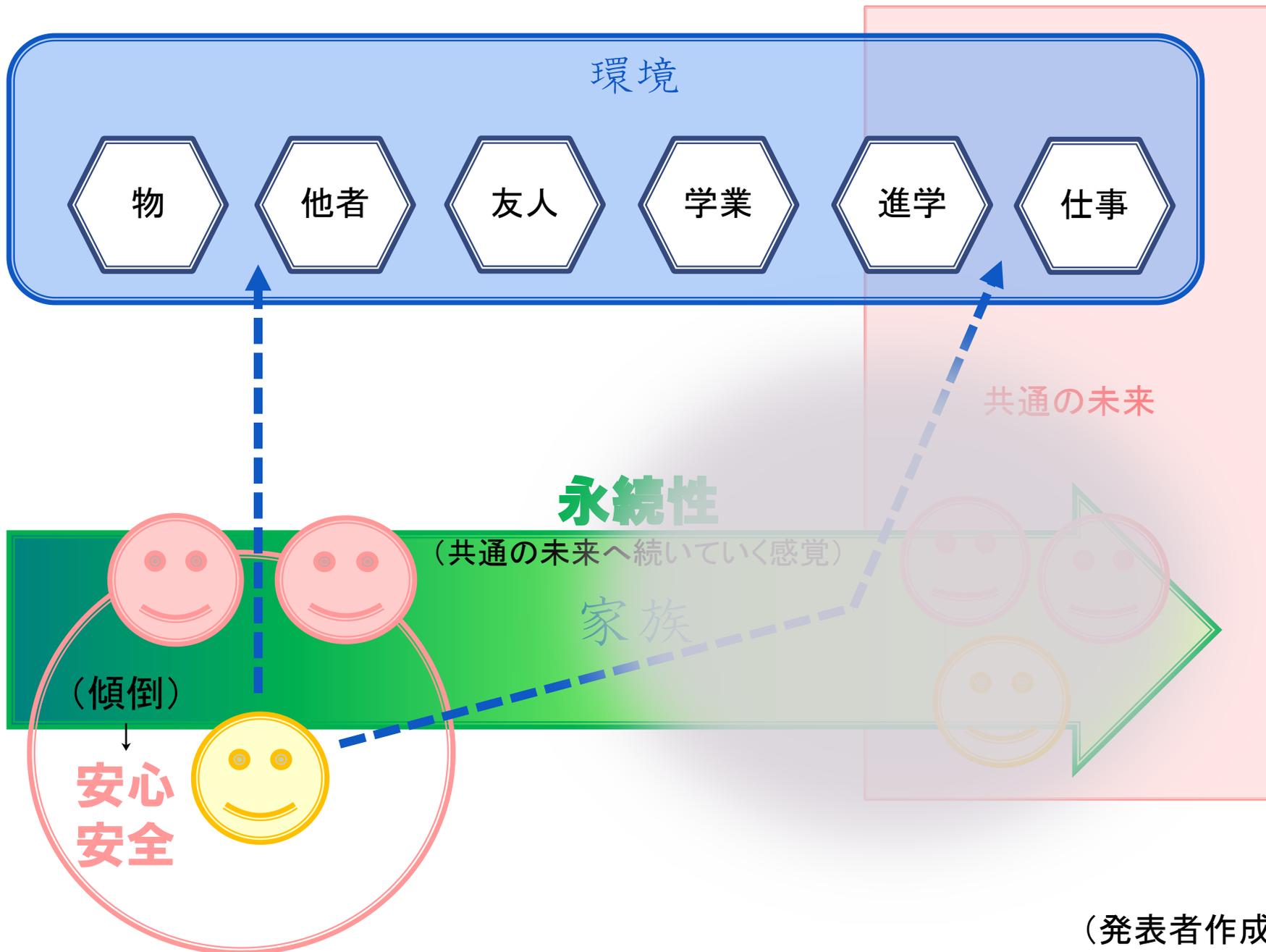
(傾倒)

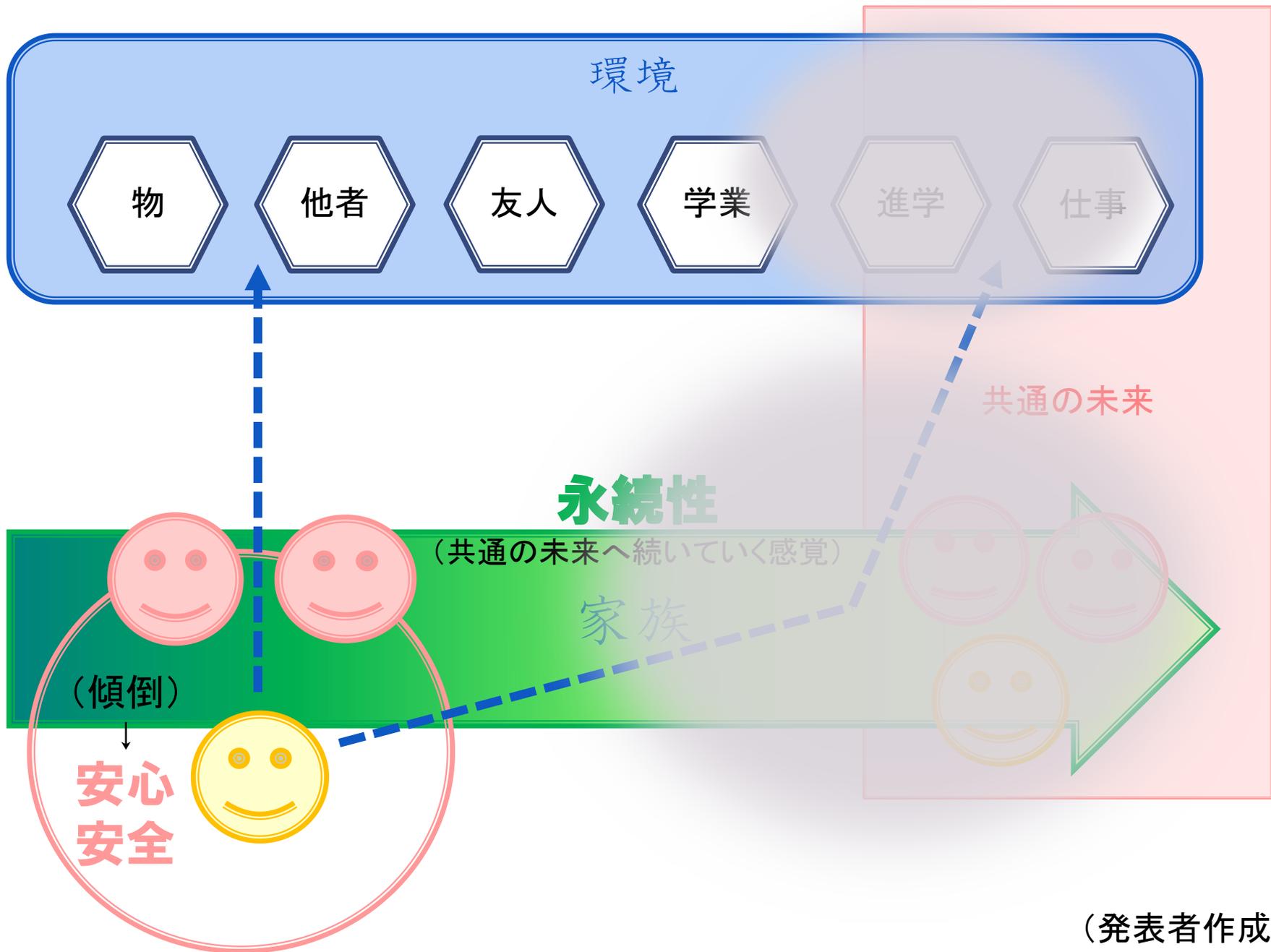
安心
安全

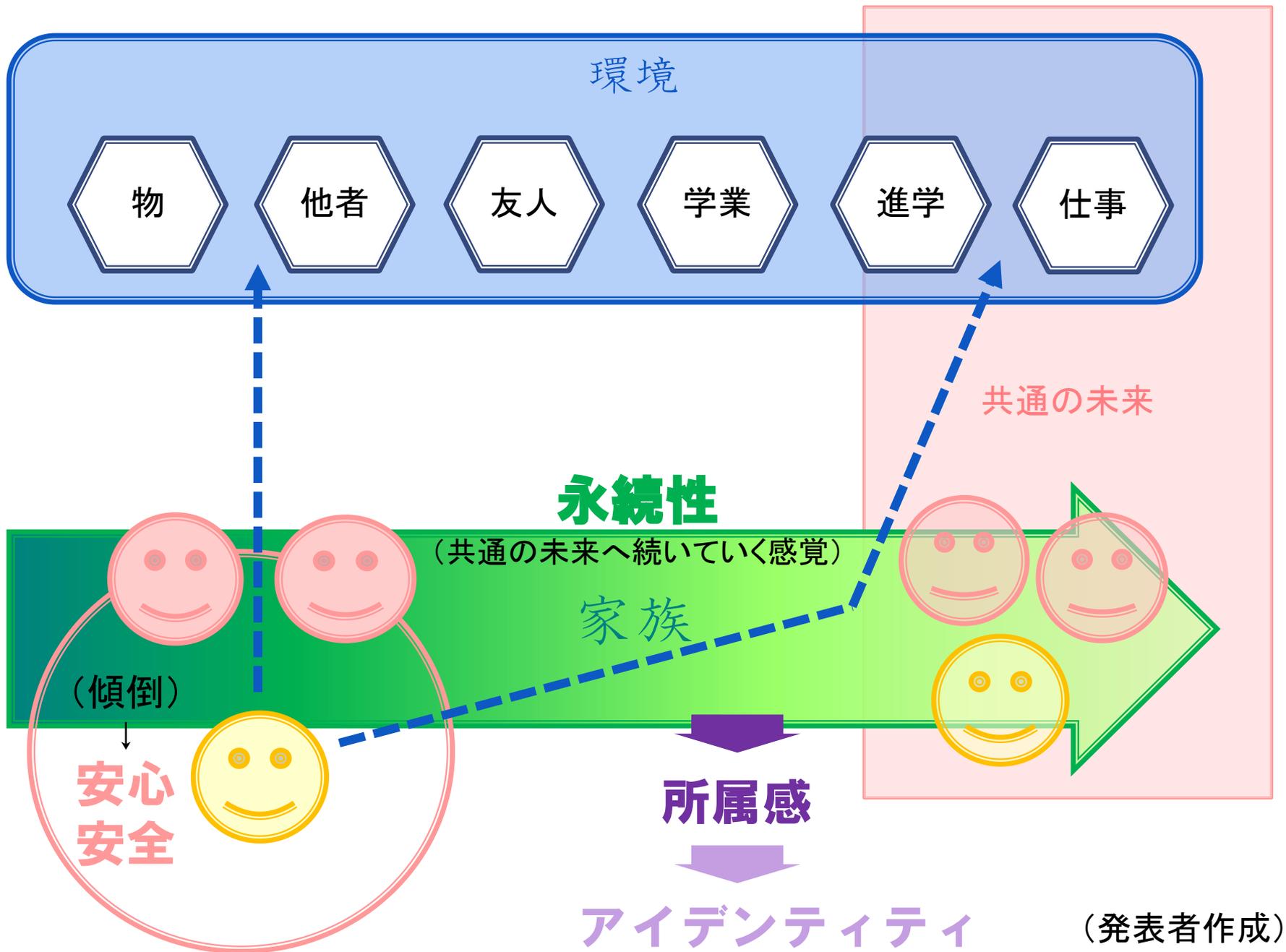
共通の未来

(発表者作成)









〔ここまでの結果から〕

養子縁組家庭では、概ね

- 親から子への「傾倒」がみられ
- 「共通の未来」が想定され（継続性）
- 親以外の家族と子の関係も良好であり
- 子が家族の一員となっており（所属感）
- 子の成人後の永続性も確保されている

＝子どもにとってのパーマネンシーが機能している

→ 生みの親の家庭維持・家庭復帰が実現できない場合、養子縁組は有力な選択肢（実務上重要なエビデンス）

児童相談所養子縁組実務の発展に向けて

1 養子縁組が生み出す価値の理解

2 パーマネンス・プランニングの強化

3 養子縁組後の支援

- 持続性を土台とした真実告知前後の支援
- その他の支援

特別養子縁組の支援数(福岡市)

・成立件数(過去5年度)

2013年度 8名 2014年度 8名 2015年度 6名 2016年度 2名
2017年度 8名 2018年度 8名(10月末時点)

【参考】里親等委託率(福岡市)
2015 33.3% 2016 39.7% 2017 43.1%

・委託年齢(上記40件について)

0歳 24名(0歳0か月13件) 1歳 6名 2歳 3名
3歳 4名 4歳 0名 5歳 3名 6歳以上 0名

(新生児委託に取り組む理由)

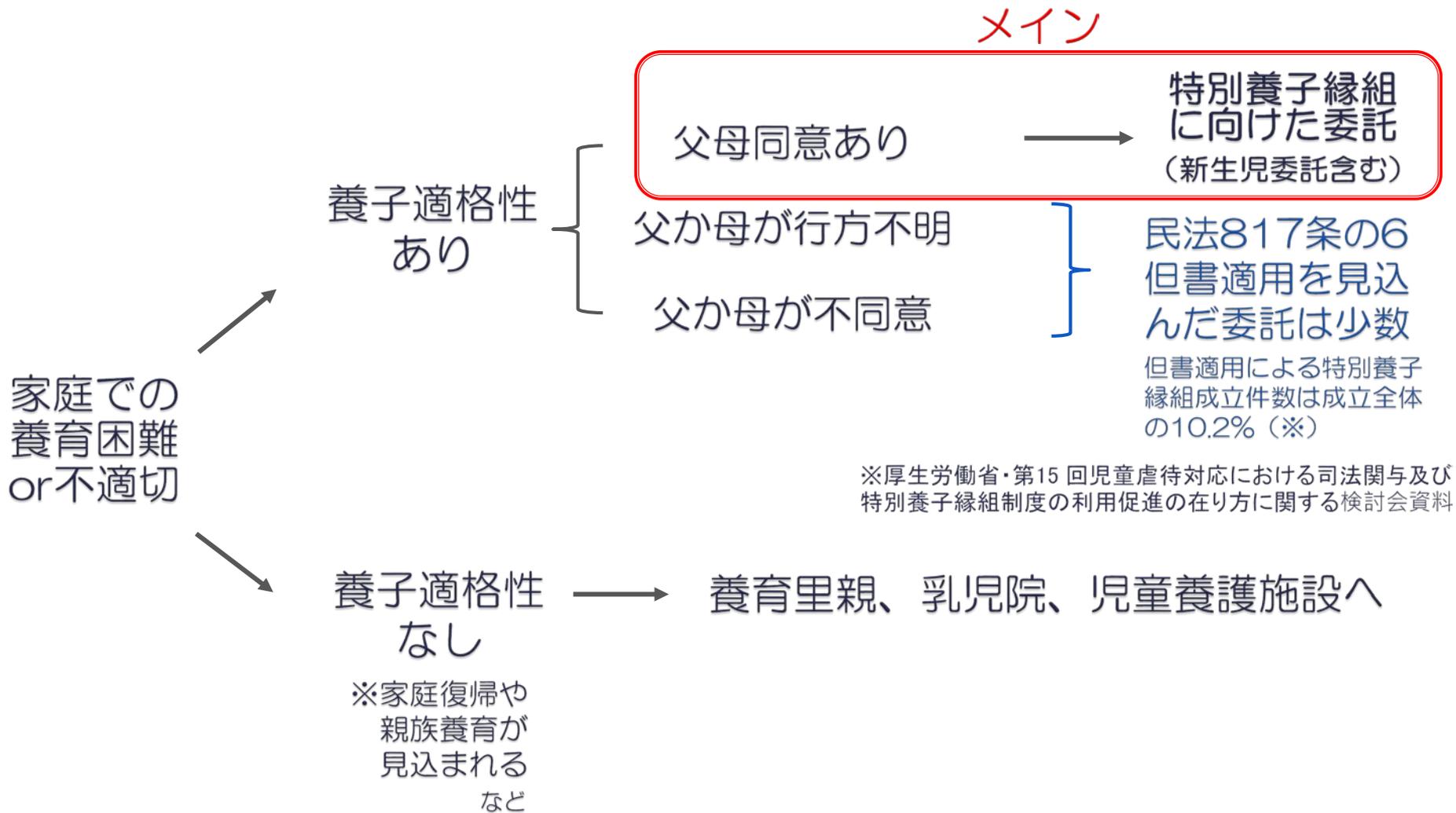
- ・早期からのボンディングにより、アタッチメントの質を高められる
- ・子どもの喪失体験を少なくできる(いったん養育里親に預けると、そこからの離別が生じる)
- ・新生児を託されたときの養親の感動度合いが強く、養育への傾倒につながりやすい

・委託期間

6か月～1年未満 25名 1年～2年未満 12件
2年以上3年未満 3名 3年以上 なし

→ いずれも、妊婦の意向や**父母の同意をベースとした実践**

〔児童相談所による特別養子縁組判断の現状〕



特別養子制度の見直しに関する中間試案（概要）

法務省民事局 平成30年10月

諮問の内容

実方の父母による監護を受けることが困難な事情がある子の実情等に鑑み、特別養子制度の利用を促進する観点から、民法の特別養子に関する規定等について見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい(諮問第106号)。

審議の経過

平成30年6月 法務大臣による諮問
平成30年6月～ 特別養子制度部会における調査審議開始
平成30年10月 中間試案取りまとめ
平成30年10月～11月 パブリックコメント

議論の内容

第1 養子となる者の年齢要件の見直し

【現状】

原則6歳未満、例外8歳未満（特別養子縁組成立の審判申立時）
→施設入所中の小学生等について利用することができない。

【中間試案】

養子となる者の上限年齢の引上げ

- 甲案：審判申立時に原則8歳未満、例外13歳未満（いずれの場合も、縁組成立時に15歳未満であることが必要※）
乙案：審判申立時に13歳未満（縁組成立時に15歳未満であることが必要※）
丙案：審判申立時に原則15歳未満、例外18歳未満（縁組成立時に15歳以上である場合は、養子となる者の同意が必要）

※特別養子縁組成立の審判をするには、子を6か月以上試験養育することが必要であり、審判申立時と縁組成立時で子の年齢が異なることがある。

第2 特別養子縁組成立の手続の見直し

【現状】

- ①特別養子縁組成立の手続は養親となる者しか申し立てることができず、手続の遂行や、実親と対立することが、養親となる者にとって負担。
 - ②特別養子縁組の成立には、原則として養子となる者の実親の同意が必要だが、その同意は縁組成立の審判が確定するまでいつでも撤回可能。
 - ③実親が虐待をしている場合等には実親の同意は不要となるが、申立人は、裁判所が審判において判断をする時まで、その要件に該当するかが分からない。
- ②③→養親となる者は安心して申立てや試験養育をすることができない。

【中間試案】

1 児童相談所長の参加(上記①に対応)

児童相談所長は、特別養子縁組成立の手続に参加することができるものとする。

2 実親の同意の撤回を制限する方策(上記②に対応)

実親による同意の方式を定め、一定期間経過後は同意を撤回することができないこととする。

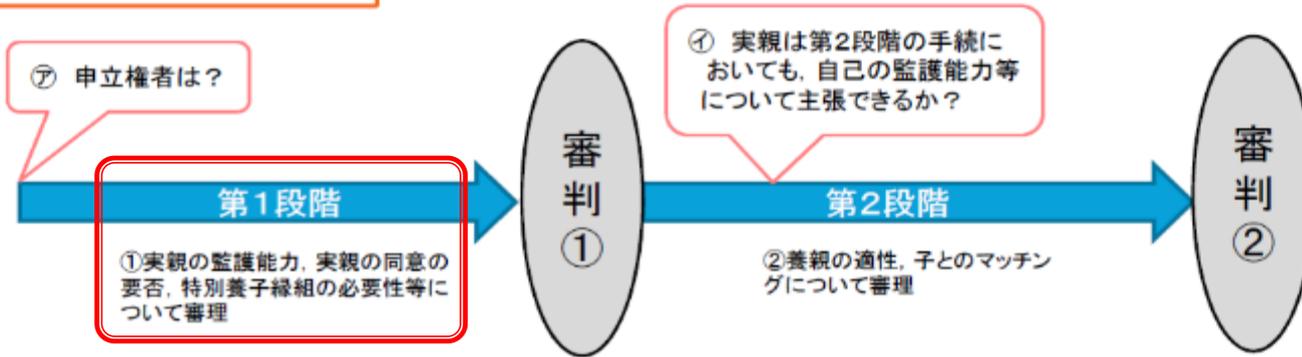
3 審理の方式等の見直し(上記①～③に対応)

特別養子縁組成立の手続に、中間的な審判を導入し、この審判において、実親の監護状況、実親の同意の要否等について判断し、2段階目の審判において、養親の適性や子とのマッチングについて判断するものとする。

見直し案として、甲案、乙案及び丙案の3案を併記している。

※各案の異同は次頁参照

3 審理方式の見直しのイメージ図

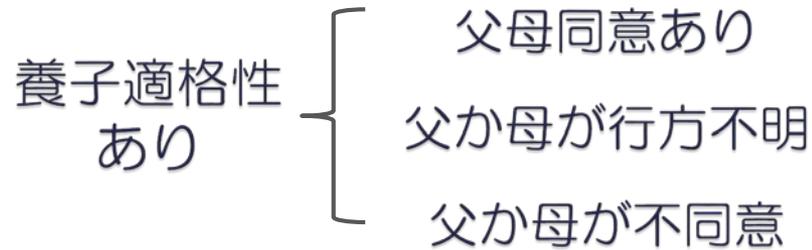


	⑦ 申立権者	① 実親が第2段階の手續において監護能力等について主張することの可否
甲案	<p>第1段階については養親となる者・<u>児童相談所長</u>、第2段階については養親となる者のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養親となる者は、第1段階の手續から実親との対立回避が可能。 ○ 養親候補者が見付かっていなくても児相長による申立てが可能。 → 審判①の後であれば養親候補者が見付かりやすい。 △ 審判①の後にも養親候補者が見付からないと、第2段階の手續が始まらず、子が不安定な状態に置かれる。 	<p>第2段階の手續においては、実親の監護能力等の主張不可</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養親となる者は安心して試験養育をすることが可能。 ○ 第2段階の手續では、実親が参加することができないため養親となる者との対立回避が可能。 ・ 審判①の後に実親の監護能力が回復するなどしても、実親は縁組の成立を阻止することができない。
乙案	<p>養親となる者のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> △ 養親となる者は、第1段階の手續で実親との対立を回避することができない。 △ 審判①の前には養親候補者が見付かりにくい。 ○ 審判①の後に直ちに第2段階の手續が始まる。 	甲案と同じ
丙案	乙案と同じ	<p>第2段階の手續においても、審判①後の事情変更があれば、実親の監護能力等の主張可</p> <ul style="list-style-type: none"> △ 養親となる者は安心して試験養育をすることが困難な場合あり。 △ 第2段階の手續でも、実親は参加することができるため養親となる者との対立を回避することができない。 ・ 審判①の後に実親の監護能力が回復するなどすれば、実親は縁組の成立を阻止することが可能。

〔児童相談所によるパーマネンシー早期保障に必要なもの〕

父母への支援努力や養育力等の証明のため、

- ① **父母への積極的接触**（不同意を臆さなくてよくなる）
- ② **事実確認・申立てのリーガルサポートチーム**



家庭での
養育困難
or不適切

養子適格性なし → 養育里親、乳児院、児童養護施設へ

※家庭復帰や
親族養育が
見込まれる
など

父母が行方不明や不同意の子どもに対して、児相
長申立てによる安定した試験養育や特別養子縁組
の道が開けることは前進

しかし

申立ての対象となる「養子縁組適格性がある」と
思われる子どもかどうかを判断するのは児相

よって

「家庭復帰目標」として里親や施設に措置される
子どもや、既に措置された子どもについて、児相
によるゲイトキーピングの責任は重大

〔児童相談所によるパーマネンシー早期保障に必要なもの〕

父母への支援努力や養育力等の証明のため、

- ① 父母への積極的接触（不同意を臆さなくてよくなる）
- ② 事実確認・申立てのリーガルサポートチーム

養子適格性
あり

父母同意あり

父か母が行方不明

父か母が不同意

家庭での
養育困難
or不適切

養子適格性
なし

※家庭復帰や
親族養育が
見込まれる
など

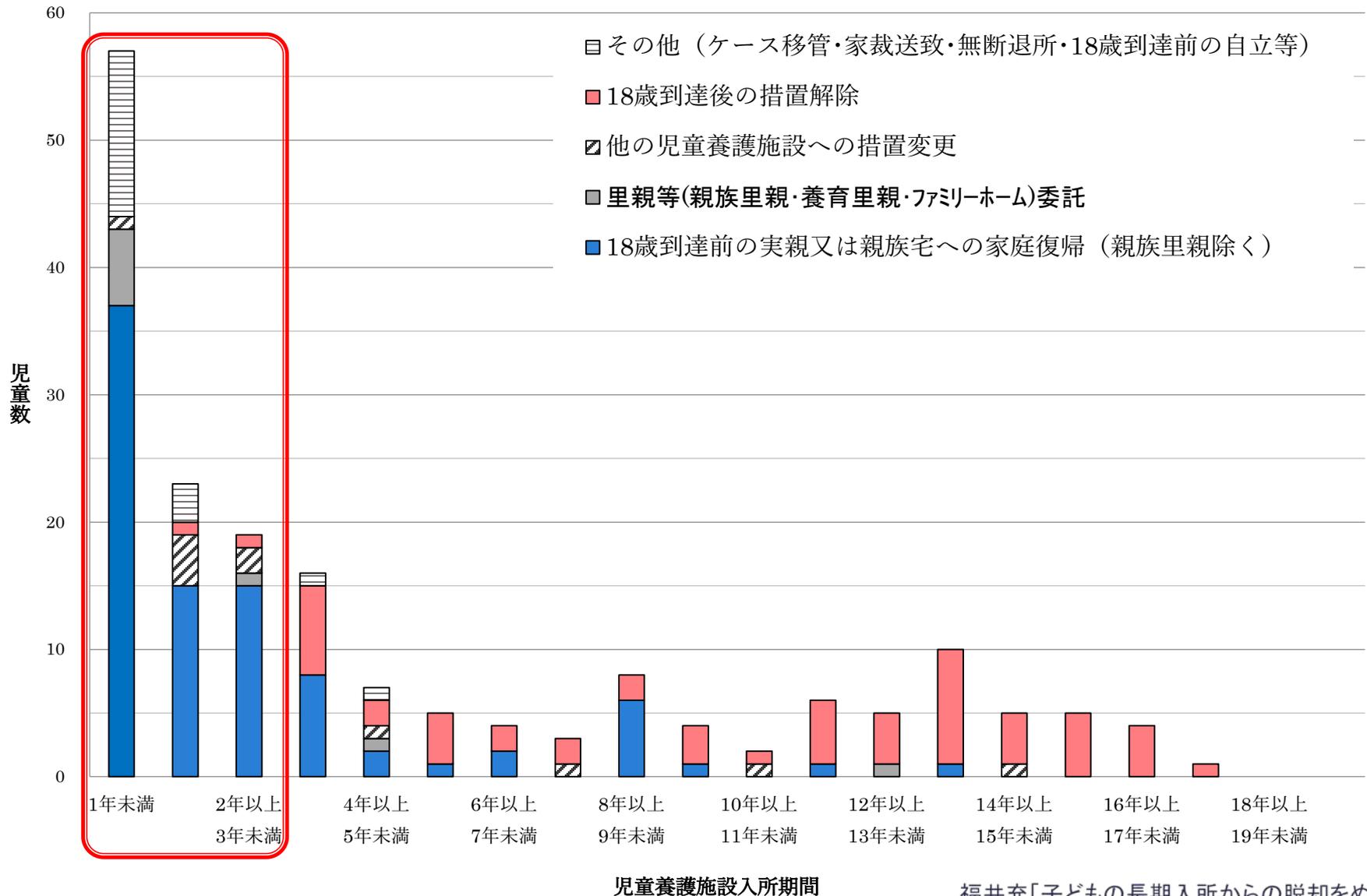
→ 養育里親、乳児院、児童養護施設へ

措置当初「引き取る」と表明していた
家庭復帰目標の事案が、施設や里親に
長期措置されていないか？

パーマネンス目標は見直されているか？

退所理由と入所期間

(福岡市:2012.11.1~2015.10.31の3年間に児童養護施設から退所した児童 N=184)



施設入退所調査(福岡市2015.11.1実施)

- 〔方法〕 児童養護施設の入退所データの再集計 (過去3年間の入退所児童全数)
所内児童福祉司への質問紙 (児童養護施設入所中の児童全数)
児童養護施設への質問紙 (入所中の児童全数の過去1年間の家族交流状況)

〔結果〕

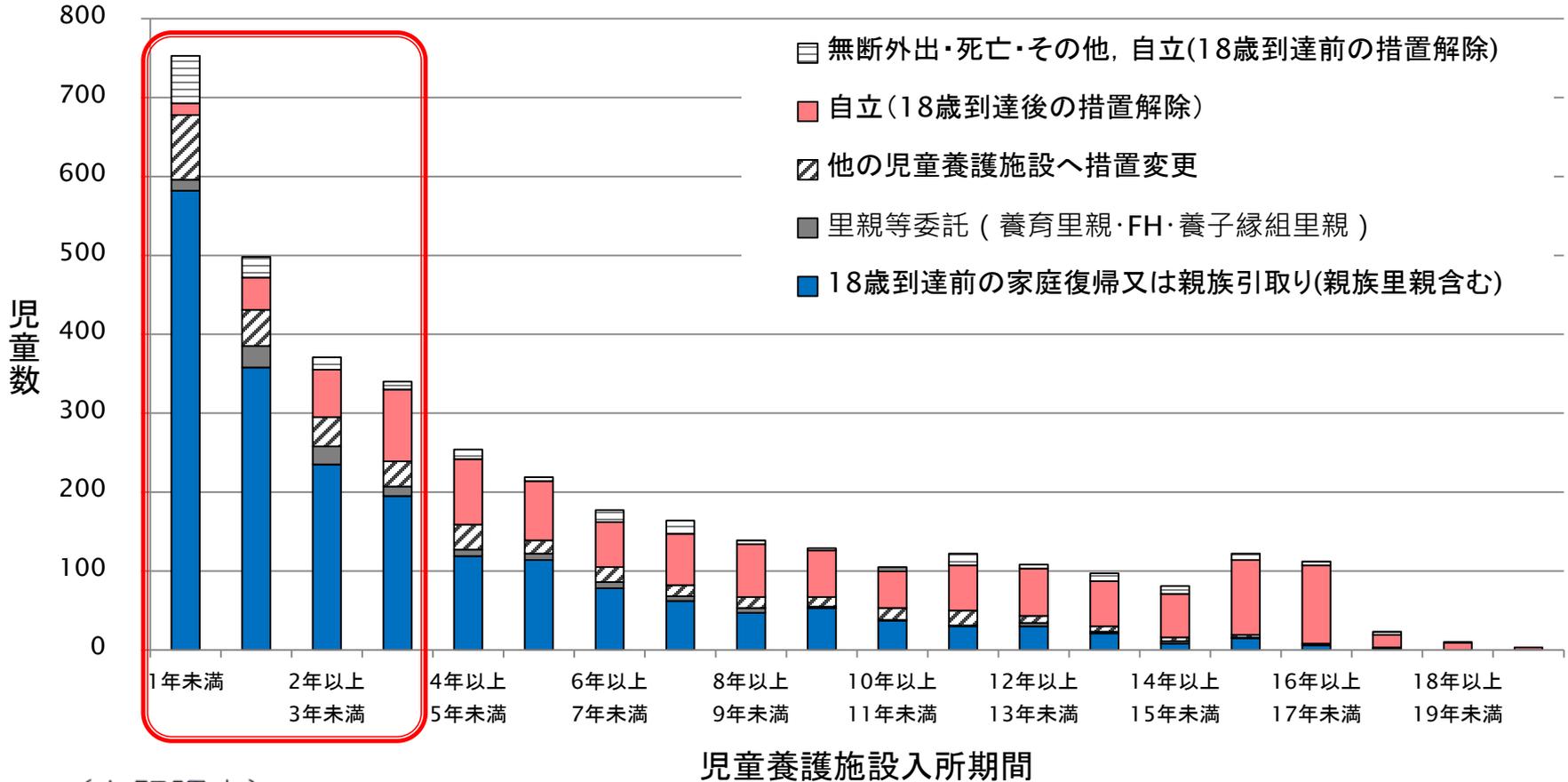
- ①入所中の児童(N=274)の入所期間：平均5年、57%が3年以上
- ②3年間に家庭復帰した児童(N=89)の75%が入所期間3年以内、
入所期間3年を超えると家庭復帰割合が5割を切った
- ③入所期間3年以上の退所者(85名)の65%が18歳到達後の退所

3年以上入所中の児童(N=157)のうち、

- ④**37%が乳児院からの継続入所児童** (※9年以上では50%)
- ⑤64%が入所時目標「家庭復帰」だったが、うち46%(46名)に
現在「家庭復帰の見込みがない」
- ⑥18%が「家族との交流(面会・外出・外泊の合計)回数」年0回、
23%が年1～3回 **=41%が年3回以下の家族交流**

退所理由と入所期間 (全国:2015年度に児童養護施設を退所した児童 N=3,827)

※厚生労働省(2016)『里親支援専門相談員等の調査結果』より発表者作成



(上記調査)

- 児童養護施設入所期間4年を超えると家庭復帰割合が5割を切った

(2015『児童養護施設入所児童等調査結果(H25.2.1)』)

- 児童養護施設入所児童の18%が「家族との交流なし」
- 児童養護施設入所児童の55%が「自立まで現在のままで養育」

施設入退所調査(福岡市2015.11.1実施)

〔考察〕

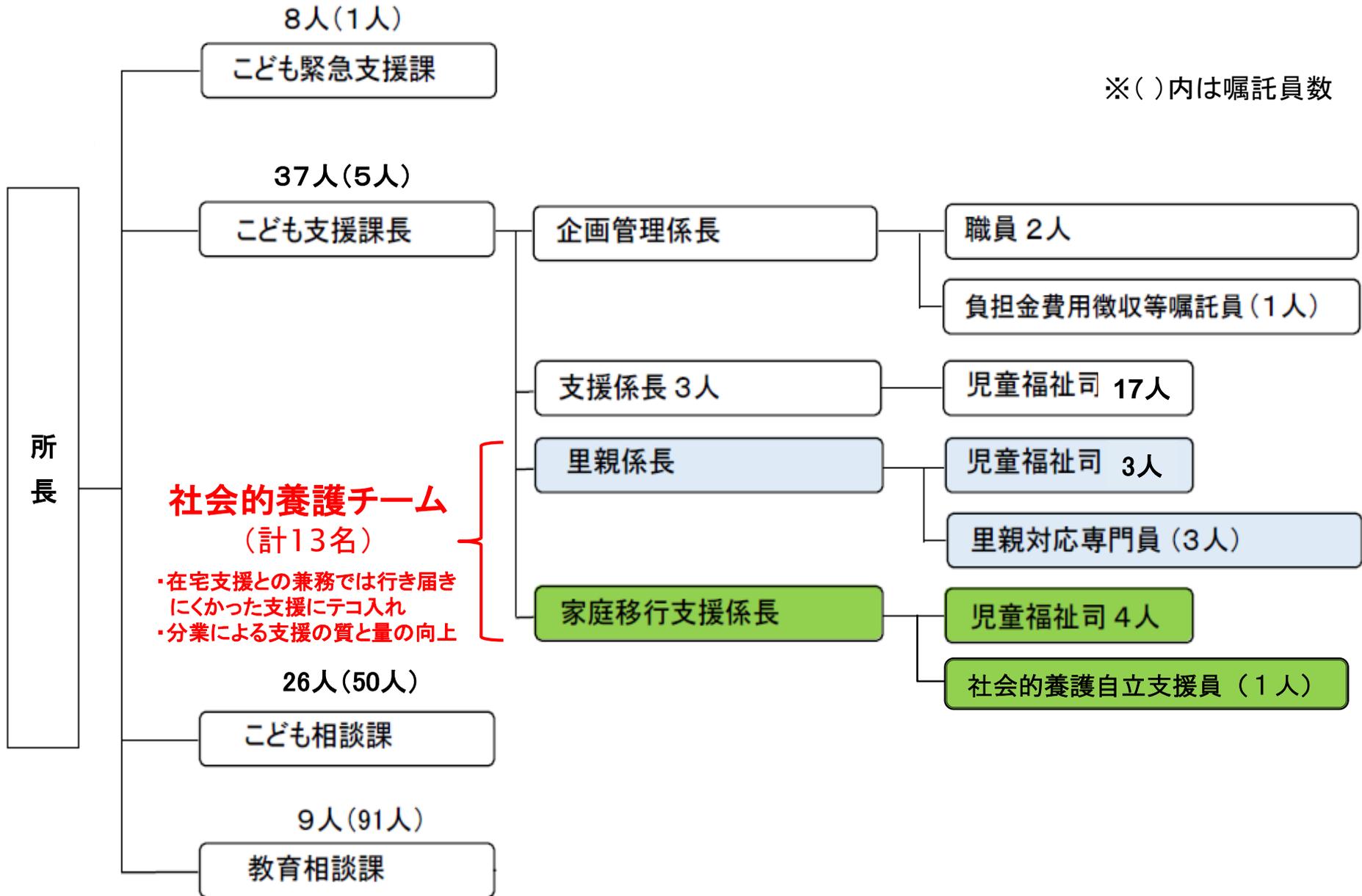
児童養護施設入所期間が3年を超えると、家庭復帰割合が下がり、家族との関係も希薄なまま自立まで長期入所となる子ども(乳児院からの継続入所児童含む)を多く生み、結果として、乳幼児期からパーマネンシーも家庭養育も不足した養育環境が続くことになる。(里親等や養子縁組への措置変更もほとんど行われていない)

〔方針〕

- ①乳児院入所児童の家庭復帰・親族養育・特別養子縁組・里親委託の支援を強化(乳児院から児童養護施設への措置変更は原則実施しない)
- ②児童養護施設入所児童は、最大でも入所後3年間までに、家庭支援や交流促進、親子関係再構築支援を集中的に実施する
- ③その結果として家庭復帰が見込めない場合は、早期に措置目標を見直し、他のパーマネンスオプション(親族養育・特別養子縁組など)や、少なくとも家庭養育(養育里親等)へ移行する

※②を実施しながら③も並行して検討・準備する

福岡市こども総合相談センター組織図



家庭移行支援の取り組み

〔役割〕

①ゲイトキーピング機能

- ・入所後早期の保護者参加協議（入所後3か月以内、原則全入所児童）
- ・家族交流状況モニタリング（毎月、全入所児童）
- ・措置目標等再検討のための担当者会議（6か月毎、全入所児童）

②ケースワーク機能

- ・施設入所児童の家族交流促進、親子関係再構築、家庭復帰の支援
- ・施設入所児童の親族養育、特別養子縁組、里親等委託の支援
- ・施設入所児童の未成年後見人確保、自立などの支援

〔成果〕

- ①家族交流の増加、養育可能な親族の発見、里親家庭への移行などを実現している（結果として里親等委託率上昇にも寄与）
- ②特別養子縁組に向けた父母同意確認や法的整理が進んだ

〔限界〕

- ①不同意事例の特別養子縁組困難（→児相長申立による取組課題）
- ②計画の再審査項目、目標転換の期限・基準の規定・指針が乏しい
→ 児相援助指針にパーマネンシーの優先検討や3～4か月ごとの援助指針見直しが規定されたものの援助指針再審査の具体的な方法・項目・基準などが未整理の課題
- ③家庭復帰・維持の支援メニュー（reasonable effortsの資源）が不足
- ④ゲイトキーピングは児相の内部審査であり、独立性に欠ける

(参考) 英国のパーマネンス・プランニング

- 里親等措置後4か月以内の第2回再審査までに、自治体はパーマネンスオプションを提示する必要があること、その後の再審査期限などを法定ガイダンスに規定
(Department for Education (2015) The Children Act 1989 Guidance and regulations)
→措置前や措置後4か月間のアセスメントと家族接触が、その後の目標転換の重要な根拠となる
- 家庭復帰や養育力評価のためのサービス (正当な努力) が充実
例 交流のための移動支援, 親子入所訓練, 里親への親子委託
- 家庭復帰と養子縁組の同時進行プラン(Concurrent Planning)
- 独立型の審査官 (Independent Reviewing Officer) が、子どもから意見聴取し、再審査や会議開催を支援
例 マンチェスターでは、子どもからプラン改訂 (縁組希望等) の意向を聴取した独立審査官が、地方当局のパーマネンスチームに対し、パーマネンスプラン等の改善を指摘

〔児童相談所によるパーマネンシー早期保障に必要なもの〕

父母への支援努力や養育力等の証明のため、

- ① **父母への積極的接触**（不同意を隠さなくてよい）
- ② **十分な家庭復帰支援サービス** → 将来の子どもへの説明責任
- ③ **事実確認・申立てのリーガルサポートチーム**

養子適格性
あり

父母同意あり
父か母が行方不明
父か母が不同意

家庭での
養育困難
or不適切

- ④ **期限付きの達成目標と親子支援内容、目標未達成時のパーマネンスオプション（特別養子縁組等）を定めたプランニング**
- ⑤ **プランニング再審査の項目・期限・基準を定めた規定や指針**
- ⑥ **再審査を担保する体制（内部専任チーム + 独立型審査）**

養子適格性
なし

※家庭復帰や
親族養育が
見込まれる
など

→ 養育里親、乳児院、児童養護施設へ

措置当初「引き取る」と表明していた
家庭復帰目標の事案が、施設や里親に
長期措置されていないか？

パーマネンス目標は見直されているか？

児童相談所養子縁組実務の発展に向けて

1 養子縁組が生み出す価値の理解

2 パーマネンス・プランニングの強化

3 養子縁組後の支援

- 永続性を土台とした真実告知前後の支援
- その他の支援

パーマネンシーが機能しうる養子縁組家庭での
真実告知にあたって必要な支援とは？

3 養子縁組後

- ・ 永続性を土台とした
真実告知前後の支援

〔単変量有意〕

子どもが「自分自身に満足している」割合

真実告知時の年齢が若い方が満足度が高い傾向にあった(p=0.035)

父母が育ての親であることを知って「よかった」と思っている子どもの割合

真実告知時の年齢が若い方が「よかった」と答える傾向にあった(p=0.014)

〔全年齢・子調査Q46自由記述〕※抜粋

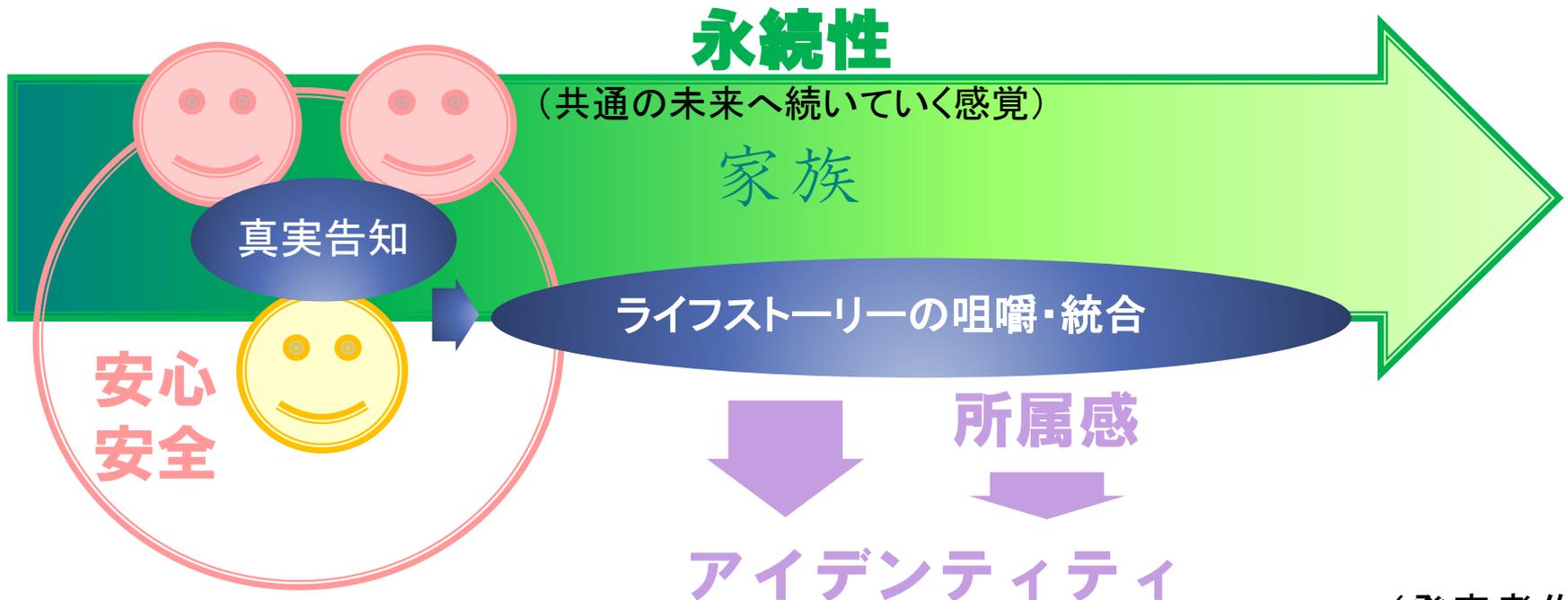
質問 養子縁組で子どもを迎える家庭や養子に伝えたいこと

- 回答
- ・「告知は早めに。18才まで『嘘をつかない』を信条に育てられ、18才で告知。親にだまされていたという感情を、30才になってなおぬぐいきれない」
 - ・「真実告知については、いずれわかるときがくるので、小さい時に親に直接聞いた方がいいとおもう」
 - ・「正直でいること。かくすと信用を失い、不安になります。まわりにかくすとはずかしいことのように思います。両親が正直でいてくれたから普通の家族になりました」
 - ・「ある程度成長してからではなく、なるべく小さな頃に包み隠さず全てを知らされていた方が、現実を受け止めやすくなるのではないか」

〔考察〕

真実告知の年齢 = 「育ての親」だと知った時点
= 「育ての親」との関係再構築へ続く**起点**

- 真実告知の年齢が若いほど、
- ・告知まで期間が短く、養親との**正直な関係**を築きやすい
 - ・告知後、養親・家族とともに**幼いうちからライフストーリー**を咀嚼でき、より統合された「自分語り」が進みやすい



真実告知前後の支援の焦点は？

〔15歳以上・子調査Q41自由記述〕

質問： **養子自身が生みの親のことをどう思っているか**

結果： 「生んでくれたことで**今の家族に出会い**、沢山の友人・仲間に恵まれました」
「**今の家族に自分を出会わせて**ありがとう」
「養護施設に私を連れて行ったのも生みの親の愛情だと受け取っています」
「私には**他の人より親が多い**とポジティブに考えています」
「特に何も思っていない。今、現在の生活が大事」
「むしろ**親と言う感覚はなく『生んでくれた方』**という感じですよ」

生みの親に対する認識や感情はさまざまだが、生みの親を

- ・ **現在の家族や生活に自分を結びつた存在**
- ・ **育ての「親」とは違う価値で自分の中に共存しうる存在**

として位置づけている例がある

- 生みの親（≡過去）への意味づけや統合的な整理の前提として、「**未来**」を共有する**現在の家族との結びつきの強さや満足感がみられる**
- 単に過去を振り返るのではなく、告知後その時々の子どもの感情や疑問に**養親が正面から応えて現在の親子関係を深めるプロセスを支援することによって、過去があつての未来（≡統合的な理解）を共有する永続的な親子関係が築かれることを目標とする**

〔 真実告知前後の支援イメージ 〕

養親向け

- ①告知に備えて養親が知りたい、伝えたい情報の相談、再調査 → 養親の納得感・覚悟を支援
- ②今の親子が出会えたこと、未来へ続くことに焦点化した伝え方の相談(喪失経験からの不安に留意)

バックアップ

永続性

(共通の未来へ続いていく感覚)

家族

真実告知

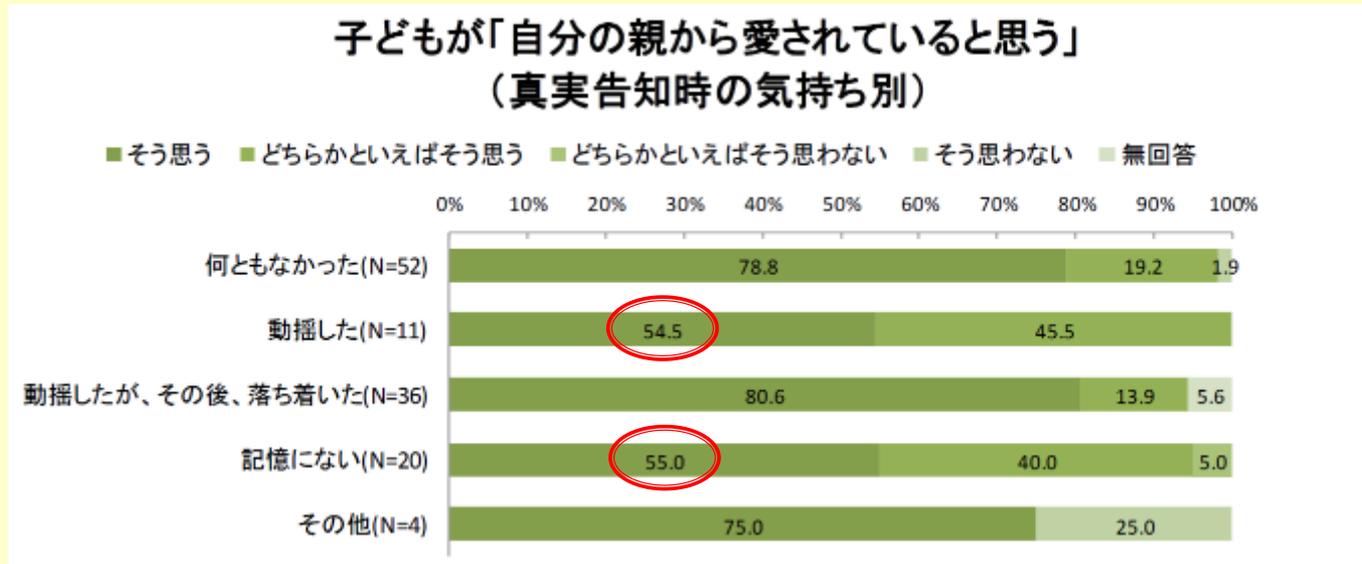
ライフストーリーの咀嚼・統合

安心
安全

子向け

〔2変量有意〕

真実告知時の気持ち「動揺した」「記憶にない」と答えている場合、
「自分の親から愛されていると思う」について「そう思う」と答えた割合が低い



〔考察〕

- ・動揺した = 「動揺したが、その後、落ち着いた」わけではない
- ・記憶にない = 告知後の気持ちなどを振り返る機会が少なかった

→ やはり、告知後の子どもの感情や理解の整理が重要

3 養子縁組後

- ・ 永続性を土台とした
真実告知前後の支援

しかし、気持ちの揺らぎや疑問は、必ずしも真実告知直後に現れるわけではない。

ある年齢(脳の発達段階)に至って、ふと現実感がわいたり、生みの親の喪失感が生じたり、育ての親との関係に不安を感じたり、さまざまな感情が現れる可能性がある。

- 告知直後だけでなく、成長に応じた理解の特徴や感情の変化を養親が汲み取って応答し、子どもの安心感を高める支援が必要
- そのために養親がいつでも相談できる支援関係の維持や起こりうる子どもの理解・反応に関する教育的支援

〔 真実告知前後の支援イメージ 〕

養親向け

- ①告知に備えて養親が知りたい、伝えたい情報の相談、再調査 → 養親の納得感・覚悟を支援
- ②今の親子が出会えたこと、未来へ続くことに焦点化した伝え方の相談(喪失経験からの不安に留意)
- ③子どもの感情や理解を想像し、汲み取る研修
例 言語未発達な段階での感情表現ツールの活用
- ④相談できる支援関係の維持(定期伺い、思春期も)
- ⑤養親が子どもに伝えることができる
・統一的な情報元の確保
・再会支援策の充実(選択は子どもの任意)

永続性

(共通の未来へ続いていく感覚)

家族

真実告知

ライフストーリーの咀嚼・統合

安心
安全

子向け

〔 真実告知前後の支援イメージ 〕

養親向け

- ①告知に備えて養親が知りたい、伝えたい情報の相談、再調査
→養親の納得感・覚悟を支援
- ②今の親子が出会えたこと、未来へ続くことに焦点化した伝え方の相談(喪失経験からの不安に留意)
- ③子どもの感情や理解を汲み取るための研修
例 言語未発達な段階での感情表現ツールの活用
- ④相談できる支援関係の維持(定期伺い、思春期も)
- ⑤養親が子どもに伝えることができる
・統一的な情報元の確保
・再会支援策の充実(選択は子どもの任意)

永続性

(共通の未来へ続いていく感覚)

家族

真実告知

ライフストーリーの咀嚼・統合

安心
安全

子向け

- ①**説明責任**を果たしうる生みの親への養育支援、情報収集
- ②養育場所の**移行時の説明**
例 縁組家庭とは何か＝続くもの(理解度に合った説明手段)

〔 真実告知前後の支援イメージ 〕

養親向け

- ①告知に備えて養親が知りたい、伝えたい情報の相談、再調査
→養親の納得感・覚悟を支援
- ②今の親子が出会えたこと、未来へ続くことに焦点化した伝え方の相談(喪失経験からの不安に留意)
- ③子どもの感情や理解を汲み取るための研修
例 言語未発達な段階での感情表現ツールの活用
- ④相談できる支援関係の維持(定期伺い、思春期も)
- ⑤養親が子どもに伝えることができる
・統一的な情報元の確保
・再会支援策の充実(選択は子どもの任意)

永続性

(共通の未来へ続いていく感覚)

家族

真実告知

ライフストーリーの咀嚼・統合

安心
安全

子向け

- ①説明責任を果たしうる生みの親への養育支援、情報収集
- ②養育場所の移行時の説明
例 縁組家庭とは何か＝続くもの(理解度に合った説明手段)
- ③情報の一元管理
・基本情報(戸籍・病歴)
・縁組理由(審判書)
・詳しい経過(機関記録)
・託した思い(生みの親や支援者のレター)
→ストーリーの統合に寄与

〔15歳以上・子調査Q41自由記述〕

- ・「(父や姉に)一度は会って元気な姿と感謝の気持ちは伝えたい…この気持ちは育ての親には伝えていません。…本当に**育ての親の愛情を感じて育ったため、遠慮している**からです」
- ・「もっと年齢を重ねるまで、**親のいないところで、担当者をつけてもらう**などして同じ人に悩みを相談したかった」
- ・気軽に相談できる機関が欲しい。**実際にはあると思うが、相談しにくいイメージ**」

→ 何かあってからではなく日頃からの親以外の相談相手の確保

〔15歳以上・子調査Q41自由記述〕

- ・「特別養子縁組であるため、**知ること、会うことができない**と思っている」
- ・「育てられない環境というのはじゅうぶん理解はできる。ただ、**そこから何も連絡やそんなそぶりが無い**のは少し寂しいが無い理由もなんとなくわかる」

特別養子縁組は、必ずしも生みの親との再会を制限する制度ではない

→ 養親子関係への影響に配慮しつつ**子どもの率直な意見表明を確保**
縁組成立による**見相と生みの親の関係終了**についても再考が必要

〔 真実告知前後の支援イメージ 〕

養親向け

- ①告知に備えて養親が知りたい、伝えたい情報の相談、再調査
→養親の納得感・覚悟を支援
- ②今の親子が出会えたこと、未来へ続くことに焦点化した伝え方の相談(喪失経験からの不安に留意)
- ③子どもの感情や理解を汲み取るための研修
例 言語未発達な段階での感情表現ツールの活用
- ④相談できる支援関係の維持(定期伺い、思春期も)
- ⑤養親が子どもに伝えることができる
・統一的な情報元の確保
・再会支援策の充実(選択は子どもの任意)

永続性

(共通の未来へ続いていく感覚)

家族

真実告知

ライフストーリーの咀嚼・統合

安心
安全

子向け

- ①説明責任を果たしうる生みの親への養育支援、情報収集
- ②養育場所の移行時の説明
例 縁組家庭とは何か＝続くもの(理解度に合った説明手段)
- ③情報の一元管理
・基本情報(戸籍・病歴)
・縁組理由(審判書)
・詳しい経過(機関記録)
・託した思い(生みの親や支援者のレター)
→ストーリーの統合に寄与
- ④相談先の保障・明示
・情報の咀嚼支援
・気持ちの整理
・その他の相談
- ⑤ピアグループ
(グループ形成支援も)
- ⑥生みの親関係
・交流継続の支援
・再会支援
・情報入手法

〔 真実告知前後の支援イメージ 〕

養親向け

- ①告知に備えて養親が知りたい、伝えたい情報の相談、再調査
→養親の納得感・覚悟を支援
- ②今の親子が出会えたこと、未来へ続くことに焦点化した伝え方の相談(喪失経験からの不安に留意)
- ③子どもの感情や理解を汲み取るための研修
例 言語未発達な段階での感情表現ツールの活用
- ④相談できる支援関係の維持(定期伺い、思春期も)
- ⑤養親が子どもに伝えることができる、
 - ・統一的な情報元の確保
 - ・再会支援策の充実(選択は子どもの任意)

永続性

(共通の未来へ続いていく感覚)

家族

真実告知

ライフストーリーの咀嚼・統合

安心
安全

養親向け①、子向け①②⑥以外の担い手は、必ずしも児相や縁組あっせん機関でなくても可能と思われる

子向け

- ①説明責任を果たしうる生みの親への養育支援、情報収集
- ②養育場所の移行時の説明
例 縁組家庭とは何か＝続くもの(理解度に合った説明手段)
- ③情報の一元管理
 - ・基本情報(戸籍・病歴)
 - ・縁組理由(審判書)
 - ・詳しい経過(機関記録)
 - ・託した思い(生みの親や支援者のレター)→ストーリーの統合に寄与
- ④相談先の保障・明示
 - ・情報の咀嚼支援
 - ・気持ちの整理
 - ・その他の相談
- ⑤ピアグループ(グループ形成支援も)
- ⑥生みの親関係
 - ・交流継続の支援
 - ・再会支援
 - ・情報入手法

(発表者作成)

〔限界〕

ある養親との会話

「この子が将来知りたい情報を全て予想することはできない」

「でも情報は今しか取れない」

→社会的養護児童を想定した既存の記録項目（『育ちアルバム』作成の手引き等）を参考としつつ、養子にとって必要な調査項目などを養子縁組家庭で育った当事者ととともに研究し、支援に活かす

児童相談所養子縁組実務の発展に向けて

1 養子縁組が生み出す価値の理解

2 パーマネンス・プランニングの強化

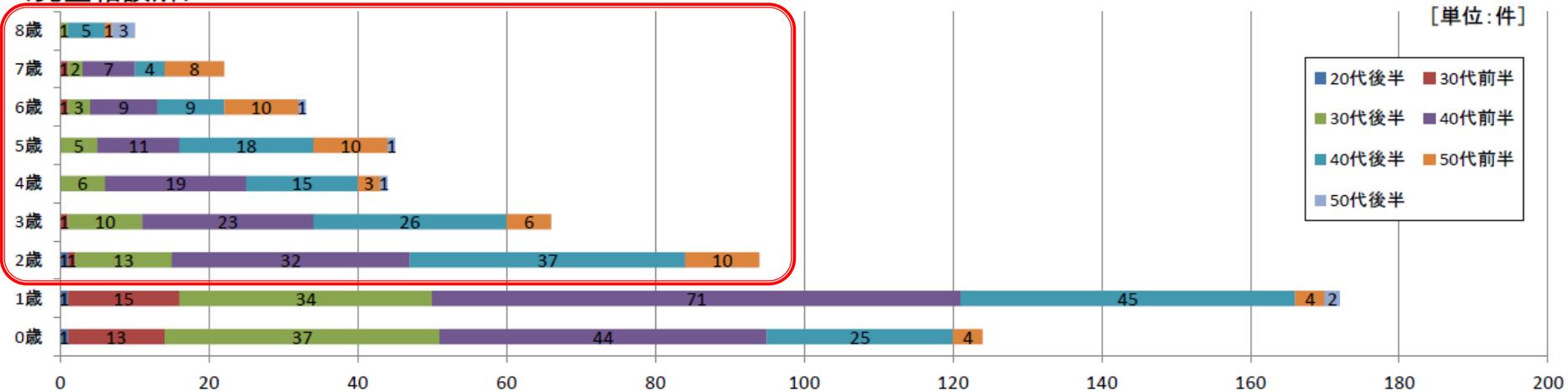
3 養子縁組後の支援

- 持続性を土台とした真実告知前後の支援
- その他の支援

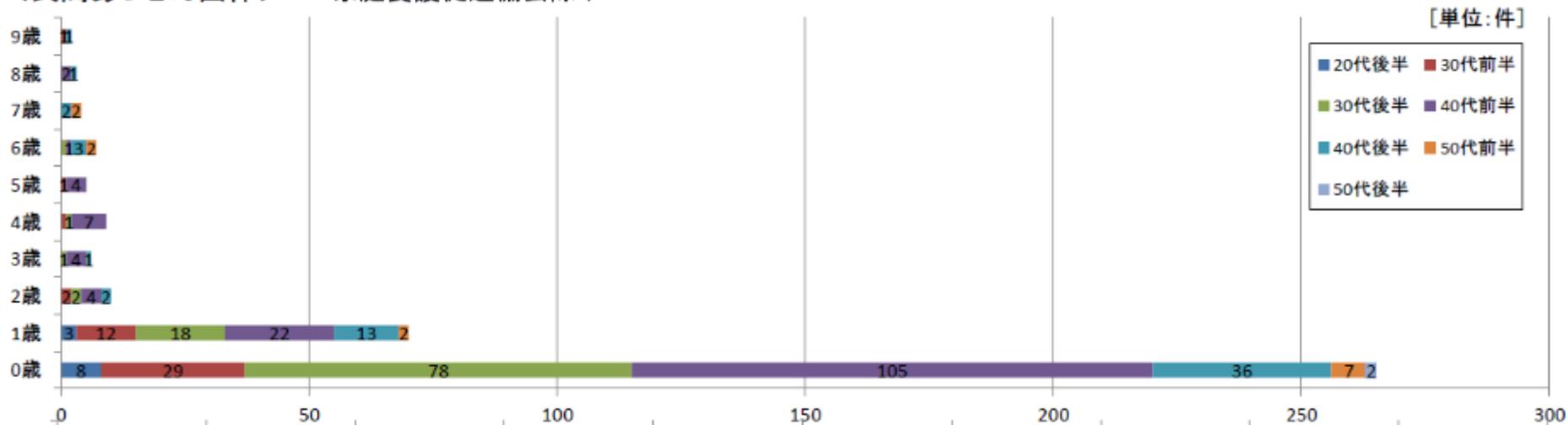
養子の年齢(特別養子縁組成立時)

○ 特別養子縁組成立時の児童の年齢に応じた養親(年齢が低い方)の年齢との関係

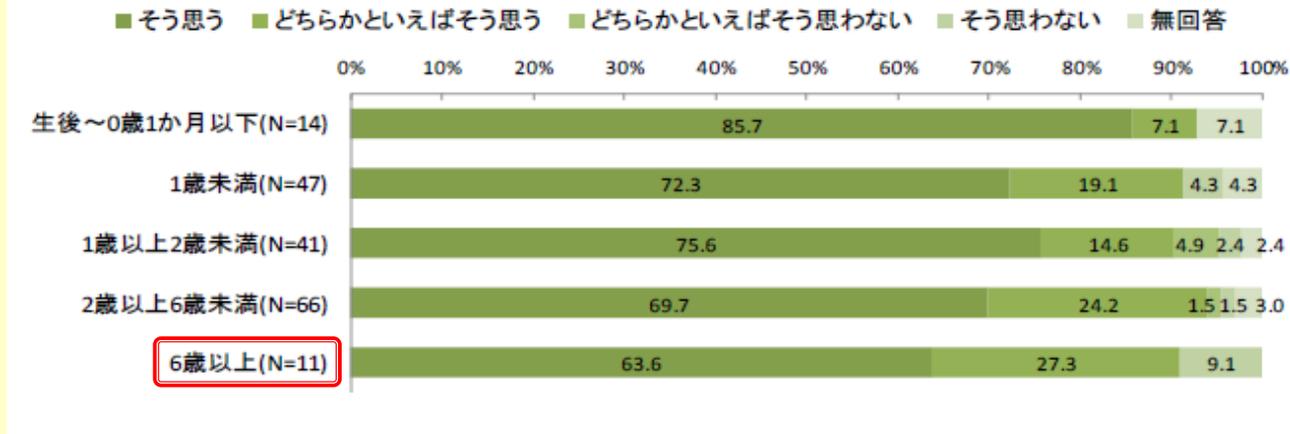
<児童相談所>



<民間あっせん団体> ※家庭養護促進協会除く



子どもが「自分の親から愛されていると思う」 (養育開始時の子どもの年齢別)



「そう思う」と答えた割合は、養育開始年齢が上がるほどに低くなる傾向にあったが、統計的には有意な違いはなかった($p=0.81$)

→ サンプル数の限界もあるため、児相の仲介で養子縁組となった子どもを中心とした調査によって、比較的高い年齢で養子縁組となった子どもと家族の支援に必要な情報を得ることも課題

厚生労働省(2017)児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会資料

縁組成立後の問題発生率	成立年齢	発生率
「児童の問題行動」 「養親からの養育困難の訴え」	3-7歳	10～19%
	0-2歳	1～5%

児相の申立て権 + パーマネンス・プランニングの発展



- 特別養子縁組の早期（低年齢や短期措置後の）保障を増やす
- 虐待やネグレクトによって新たな家族が必要となった比較的年齢の高い子どもの養子縁組も増える

【参考】

- 特別養子縁組を検討したものの成立に至らなかった
（父母の翻意のおそれ＋同意不明＋不同意） 28件
- 特別養子縁組を検討すべきだが「父母の不同意」が障壁 197件

厚生労働省・第15回児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会資料

→ これらの特別養子縁組が可能となる



虐待やネグレクトの結果、アタッチメントの形成不全や不安定な状態で委託される子どもと家族への支援が必要

英国の自治体による提供義務がある養子縁組支援サービスと対象者

(発表者記)

〔根拠規定〕 The Adoption Support Services Regulations 2005 4(1)-(7)		アセスメントが保障されるサービス (adoption support services)						
		縁組に関する 話し合いの支援	交流の設定 に関する援助	治療的 サービス	家族関係 の持続性を 高める支援	縁組破綻時 の援助	相談 助言 情報提供	経済 支援
ア セ ス メ ン ト 対 象 者	自治体か民間があっせんした 養子	●	●	●	●	●	●	
	自治体か民間があっせんした養子の 養親	●	●		●	●	●	●
	養親の子ども				●	●	●	
	自治体か民間があっせんした養子の 生みの親など	●	●				●	
	自治体か民間があっせんした養子の 親族 (又は子どもに有益だと判断される者)		●				●	
	国際養子			●	●	●	●	
	国際養子の養親				●	●	●	
	養子の実きょうだい		●				●	
	自治体か民間があっせんしていない 養子、養親等						●	
	養親登録者						●	
	成人した養子 とその養親、生みの親等						●	
自治体か民間があっせんしていない 養子の親族等						●		

〔15歳以上・子調査Q46自由記述〕

質問： 養子縁組で子どもを迎える家庭や養子に伝えたいこと

回答： 「今現在の欲求だけで養子縁組しないで欲しい」
「安易に『子どもが欲しいから』と養子をもらわないで」
「ずっと愛することができない自信のない方は、不幸から不幸をよぶと感じます」

マッチングも一層重要となる

例 ト라우マ経験のある子 → より治療的で協働できる養親家庭へ

そのためには

養親の特性や強みなどを理解しておく必要がある

例 能力というよりは、その子のトラウマと行動を知ろうとする姿勢や
その子が経験した環境との非類似性、抱え込まない協力性など？

→ これらを、経験のみによる見立てではなく、**説明責任を果たし
うる客観的なアセスメント手法**の導入・蓄積が必要と思われる

予防的な支援（例）

養親に対する里親レスパイトの適用（※希望制）

→ 養親が窮状を訴えてからではなく、計画的なレスパイト

養親同士の経験共有、分かち合い（※希望制）

→ 里親会等の活用
（養親の会）

- 縁組成立後も継続参加可能
- 転居後もその地域の里親会等を紹介
- 地域内の民間登録養親への参加声かけ
（同居児童届出時、家裁調査依頼時など）

英国の自治体による提供義務がある養子縁組支援サービスと対象者

(発表者記)

〔根拠規定〕 The Adoption Support Services Regulations 2005 4(1)-(7)		アセスメントが保障されるサービス (adoption support services)						
		縁組に関する 話し合いの支援	交流の設定 に関する援助	治療的 サービス	家族関係 の持続性を 高める支援	縁組破綻時 の援助	相談 助言 情報提供	経済 支援
ア セ ス メ ン ト 対 象 者	自治体か民間があっせんした 養子	●	●	●	●	●	●	
	自治体か民間があっせんした養子の 養親	●	●		●	●	●	●
	養親の子ども				●	●	●	
	自治体か民間があっせんした養子の 生みの親など	●	●				●	
	自治体か民間があっせんした養子の 親族 (又は子どもに有益だと判断される者)		●				●	
	国際養子			●	●	●	●	
	国際養子の養親				●	●	●	
	養子の実きょうだい		●				●	
	自治体か民間があっせんしていない 養子、養親等						●	
	養親登録者						●	
	成人した養子 とその養親、生みの親等						●	
自治体か民間があっせんしていない 養子の親族等						●		

〔15歳以上・子調査Q41自由記述〕

質問： 養子自身が生みの親のことをどう思っているか

回答： 何も思わない、興味がないという回答も多いが、
 「遠くから一度見てみたい」「顔を見てみたい」
 「今は会ってみたい」「いまどうしているか知りたい」
 「探したい」「正直とても知りたい」
 「会えるなら今すぐにでも会いたい」
 「子どもの頃は生みの母の顔が知りたかった」 など

○ 現在行っている支援の有無の割合、主な支援内容

＜特別養子縁組＞ 2017厚生労働省・児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会資料

	養親	養子	実親
児童相談所	115(55.0%)	85(40.7%)	9(4.3%)
【主な支援内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 真実告知の際の支援やフォロー、ルーツ探しの際の支援。 ・ 児相内で里親サロン(交流の場)を実施し、座談会、交流行事、講演等を開催。乳児院の里親支援専門員が参加し、必要な助言に当たっている。児童も参加し交流を図っている。 ・ 特別養子縁組成立後も里親登録をされている里親家庭に対しては、年1回家庭訪問し、養育の支援を行っている。 			

	養親	養子	実親
民間あっせん団体	15(75.0%)	12(60.0%)	13(65.0%)
【主な支援内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 養育に関する相談、真実告知、思春期、ルーツ探しなどの相談に、訪問、電話、メールなどで随時対応。 ・ 年に1回、養親が集う会を開催しているし、情報共有や先輩養親の話を聞ける場を提供している。 ・ 子ども同士の交流、レクレーションへの参加、ルーツ探しへの対応、生い立ちの受容への援助。 ・ 実親が希望すれば、養子の近況を伝えたり、手紙やプレゼントの受け渡しの仲介を担うことあり。 			

英国の自治体による提供義務がある養子縁組支援サービスと対象者

(発表者記)

〔根拠規定〕 The Adoption Support Services Regulations 2005 4(1)-(7)		アセスメントが保障されるサービス (adoption support services)						経済支援
		縁組に関する話し合いの支援	交流の設定に関する援助	治療的サービス	家族関係の持続性を高める支援	縁組破綻時の援助	相談助言情報提供	
ア セ ス メ ン ト 対 象 者	自治体か民間があっせんした 養子	●	●	●	●	●	●	
	自治体か民間があっせんした養子の 養親	●	●		●	●	●	●
	養親の子ども				●	●	●	
	自治体か民間があっせんした養子の 生みの親など	●	●				●	
	自治体か民間があっせんした養子の 親族 (又は子どもに有益だと判断される者)		●				●	
	国際養子			●	●	●	●	
	国際養子の養親				●	●	●	
	養子の実きょうだい		●				●	
	自治体か民間があっせんしていない 養子、養親等						●	
	養親登録者						●	
	成人した養子 とその養親、生みの親等						●	
自治体か民間があっせんしていない 養子の親族等						●		

(参考) 英国における養親への経済的支援

- ・養育里親に対する手当等を参考に、養親の収入等(家の価値除く)を考慮し、支給する金額・頻度・期間などがアセスメントされる
- ・主な支給対象は、縁組審判の申立て費用、養育開始の初期費用、低収入なら養育費用、特別なニーズのケアに必要な費用、生みの親との交流費用など
- ・自治体の養育里親から縁組となった場合は、里親報酬の要素を含む手当を、原則として養子縁組後2年間まで支給継続することも可能

出典 July 2013, Department for Education, Statutory Guidance on Adoption For local authorities, voluntary adoption agencies and adoption support agencies

〔検討課題〕

今後の社会的養護としての養子縁組

- ①被虐待経験のある子どもへの支援の要素も強まる
→ 養育を開始する通常のコストに追加して必要となる費用(特別なニーズのケア、交流費用等)をどうするか?
- ②年齢要件緩和も見込まれる
→ 里親手当がなくなる影響を解消するインセンティブとしての手当が必要か? (年齢要件緩和を見据えて)

まとめ

- 1 養子縁組は、パーマネンシーの各要素が機能する有力な選択肢であることが確認された。この価値を実務に反映させる。
- 2 児相長申立てを活用する体制を整えるだけでなく、達成目標や期限を明確にした生みの親への十分な接触と支援、その結果の定期審査による目標転換を行うパーマネンス・プランニング、それを担保する規定・指針、専任チーム、独立型審査が必要。
- 3 真実告知の支援は、養親が安心して正確に告知できる情報の選定と再調査、告知後の成長に応じた理解や感情の機微に養親が気づき応答するための教育的・継続的な支援によって、未来を共有する親子関係の構築をめざす。支援の質を高めるため、当事者ととともに研究する。

グッドプラクティスに関する応答

- 制度の理解と推進
→ 民間（あっせん団体に限らない）との協働による市民啓発（福岡市のNPOとの協働経験から）
- 関係機関（学校等）の理解
→ 本日提示した養子縁組実践の強化等により、学校等と縁組家庭との接触経験が増えることが、地道だが確実な道
- 真実告知（早く正確に）
→ 早く正確に伝えるだけでなく、伝える情報について当事者とともに選定・研究

今後の研究課題

- ①児童相談所のケースマネジメントの中又は外に、パーマネンス・プランニングの進行管理や再審査を位置づけ、実効性を担保する方策の研究
 - ・ 措置児童に対する児相のプランニングや進行管理の状況、仕組み、取組みに関する全国調査
 - ・ 諸外国のスーパーバイズや独立型審査などの仕組み、パーマネンス・プランニングの実際に関する調査

- ②プラン再審査の過程や養子縁組等への移行過程に子どもや家族が参画する仕組み、養子縁組前後の支援の構築に当事者の声を活かす方法など

福岡市こども未来局総務企画課

福井 充（ふくい みつる）

Mail fukui.m03@fukuoka.city.lg.jp